

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について ～被災地の復興をより迅速に進めます～

関東地方整備局
道路部

「大規模災害と自助・共助・公助展」

東日本大震災から6年、熊本地震から1年が経とうとする中、関東地方では首都直下地震の発生が危惧されています。そこで、道路啓開などの対策や、TEC-FORCEの活動内容、災害時の自助・共助・公助などについて理解を深めていただくため、パネル展「大規模災害と自助・共助・公助展」を東京都、茨城県、神奈川県、埼玉県、千葉県の5箇所において開催します。

「圏央道のストック効果がわかるパネル展」

本年2月26日(日)に境古河IC(茨城県猿島郡境町)～つくば中央IC(茨城県つくば市)間が開通する圏央道について、開通によるストック効果をお知らせするため、「圏央道のストック効果がわかるパネル展」を東京都、茨城県、神奈川県、埼玉県、千葉県の5箇所において開催します。

なお、東京都、茨城県、神奈川県、埼玉県の4箇所では同時に開催します。各パネル展の詳細は本文資料(PDF)別添を参照ください。

※ストック効果：整備された社会資本が機能することによって、継続的に中長期的に得られる効果

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [760 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000164.html

2. 平成 29 年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します ～あなたのご意見をお聴かせください！～

関東地方整備局 関東運輸局
東京航空局 東京航空交通管制部

1.目的:

国土交通省は、皆さまから広くご意見をお聴きして、国土交通行政に反映させること目的として『国土交通行政インターネットモニター』を募集します。

2.募集者数:

関東ブロック 287 名程度(全国 1,000 名程度)

3.募集期間:

平成 29 年 2 月 1 日(水)～平成 29 年 3 月 8 日(水)

4.応募方法:

「国土交通行政インターネットモニターホームページ」から応募していただきます。
(<https://www.monitor.mlit.go.jp>)

5.応募資格:

日本国内に居住する 20 歳以上(H29 年 4 月 1 日現在)の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する高い関心と熱意を有する方とします。

ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除きます。

6.モニターの仕事

(1)国土交通省が提示する「アンケート調査」に回答していただきます。

(国土交通省が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合があります。)

(2)国土交通行政に対するご意見・ご要望を「随時意見」として提出することができます。

7.その他:

関東ブロックとは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の 1 都 8 県です。

募集の詳細は、本文資料(PDF)別添の平成 29 年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領をご覧ください。

幅広い皆様からのご応募をお待ちしております。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [387 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/soumu_0000274.html

3. 手づくり郷土(ふるさと)賞グランプリ 2016 を決定しました！
 ～関東管内からは「栃木県立足利清風高等学校」がベストプレゼン賞を受賞！！～

関東地方整備局
 企画部

国土交通省は、平成 29 年 1 月 22 日に「手づくり郷土(ふるさと)賞グランプリ 2016 ～磨いて 光った 郷土(ふるさと)自慢～」を開催しました。

グランプリでは、平成 28 年度手づくり郷土賞を受賞した全 22 団体からプレゼンテーションいただき、手づくり郷土賞選定委員会の選考により、大賞部門、一般部門それぞれのグランプリを決定しました。

また、グランプリのほか、会場参加者の投票により、ベストプレゼン賞も決定しました。

関東管内からは、「栃木県立足利清風高等学校」がベストプレゼン賞を受賞しました。

【受賞結果】グランプリ 2016(大賞部門)

案件名	所在地	受賞団体
歴史と海峡を活かしたまちづくり ～門司港レトロ～	福岡県 北九州市	門司港レトロ倶楽部 北九州市

グランプリ 2016(一般部門)

案件名	所在地	受賞団体
桜ライン 311 ～未来へのまちづくり～	岩手県 陸前高田市	認定 NPO 法人 桜ライン 311 陸前高田市
ふるさとへの熱い思いが奇跡の 堤防を産んだ	宮崎県 延岡市	天下一ひむか桜の会 延岡市

ベストプレゼン賞

案件名	所在地	受賞団体
足利の魅力再発見！ ～高校生のロケツアーリズム～	栃木県 足利市	栃木県立足利清風 高等学校 足利市

※グランプリの開催結果は、本文資料(PDF)別添資料をご参照ください。

※関東管内で手づくり郷土賞を受賞した団体はこちらの URL からご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000017.html>(関東地方整備局ホームページ)

● 別紙・参考資料

- [本文資料\(PDF\)](#)  [1206 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000458.html

4. 霞ヶ浦導水「特別見学会」2月・3月開催日決定！ ～地下50mのトンネルを体験しよう！～

霞ヶ浦導水工事事務所

霞ヶ浦導水の「特別見学会」2月と3月の開催日をお知らせします。

霞ヶ浦と那珂川、利根川を結ぶ全長約43キロメートルの“水の路”「霞ヶ浦導水」。この“水の路”は地下20～50メートルに建設されるトンネルです。

完成している施設の特別見学会のご案内です。1月に引き続き2月、3月も開催いたします。

ぜひ一度、地下50メートルの空間を体験してみませんか？

なお、「霞ヶ浦導水特別見学会」は、事前申込が必要です。

(※申込方法は本文資料(PDF)別紙チラシのとおり)

●開催日時：

平成29年2月25日(土)

(1)午前の部のみ 9時30分～12時30分 25名募集

平成29年3月25日(土)

(2)午前の部 9時30分～12時30分 25名募集

(3)午後の部 13時30分～16時30分 25名募集

※希望する見学日(1)(2)(3)のうち1つをお選び下さい。

※特別見学会についての詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/dousui/>

●申込締切：平成29年2月17日(金)までにお申込み下さい。

※申込多数により受付終了した場合はホームページに掲載します。

●集合場所：那珂機場(茨城県水戸市渡里町神田 3822)

●主催：国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所

◆報道関係者の皆様へ

本見学会の取材希望の場合は事前にご連絡をお願いいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [945 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/dousui_00000011.html

5. 地域インフラサポートプラン2016
～「技術者スピリッツ」紹介（第27話～第46話）～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、紹介しています。
「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。



第46話
[「道路ストックの長寿命化に貢献する」](#)
ショーボンド建設(株) 井村 堯



第45話
[「良いモノを造るために、ベストを尽くす！」](#)
(株)大林組 富所 宏多



第44話
[「美しい富士川を守り、安全で快適な環境づくりを目指します。」](#)
鈴与建設(株) 山本 大智



第43話
[「女性建設従事者が結婚・出産後でも建設業に参加できる現場を目指して」](#)
宮内建設(株) 黒木 夏季



第 42 話

[「未来の子供達へのカタチあるメッセージ」](#)

奈良建設(株) 田中秀明



第 41 話

[「さあ、一緒に造ろう！！ 集まれ若衆」](#)

磯部建設(株) 金子元紀 新和建设(株) 斎藤彰久



第 40 話

[「ダム管理の安全度向上を目指して！！」](#)

小林工業(株) 根津宏明



第 39 話

[「大泉地区のインフラ整備に取り組んでいます」](#)

馬淵建設(株) 神崎清孝



第 38 話

[「土砂災害を防ぐことを目的に取り組んでいます」](#)

湯澤工業(株) 小山竜司



第 37 話

[「ものづくりの一端を担う一人として」](#)

古郡建設(株) 清水大輔



第 36 話

[「円滑な交通ネットワークの実現を目指します」](#)

フジタ道路(株) 嶋崎秀一



第 35 話

[「土石流対策に取り組んでいます」](#)

鹿島道路(株) 福土拓海



第 34 話

[「土石流対策に取り組んでいます」](#)

小林建設(株) 山本拓永



第 33 話

[「子どもが憧れる技術者親父でありたい」](#)

田畑建設(株) 清水尚樹



第 32 話

[「中部横断自動車道の整備に取り組んでいます」](#)

昭和建設(株) 若杉康司



第 31 話

[「圏央道の側道整備に取り組んでいます」](#)

真下建設(株) 金井大樹



第 30 話

[「貢献・感謝・感動の新しい3Kを感じる職場」](#)

樋口土木(株) 坂本憲司



第 29 話

[「地域の方々に喜んでもらえるものを造りたい」](#)

池下工業(株) 箱田史弥



第 28 話

[「安全で快適な荒川づくりをしています」](#)

キムラ工業(株) 富田政夫



第 27 話

「来たれ！若者！！共に成長しよう！！」

(株)高橋土建 釘持光毅

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index0000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について ～被災地の復興をより迅速に進めます～

国土交通省では、大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」を平成29年の発生災害から実施することといたしました。


災害査定の効率化（簡素化）をより迅速に開始できるように事前に実施する内容と激甚災害指定の見込みが立った時点で実施することを位置づけたもので被災施設の早期復旧を促進し、被災地の早期復興をより一層支援することが可能となります。

これまで、災害査定の効率化（簡素化）については、個別の災害毎に被災の状況に応じ関係機関と調整を行ったうえで効率化（簡素化）の内容を決定していたため、申請者への通知に約1箇月を要していたところです。

事前ルール化することによって、災害査定が終了するまで110日程度の期間がかかっていた場合、60～70日程度で終了できるようになります。

詳細は別添資料をご参照ください。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[別紙](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000045.html

2. 「道路法施行令の一部を改正する政令」、「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び政省令関連告示の公布について

平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて、道路占用料の額についての見直し等を行うため、「道路法施行令の一部を改正する政令」、「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び政省令関連告示を本日公布いたしました。

1. 概要

<道路法施行令の一部改正関係>

1月13日に閣議決定されました道路法施行令の一部を改正する政令が本日公布されました。

※ 政令の内容は1月13日発表のとおり
(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000796.html)。

<開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令の一部改正関係>

今般、道路法施行令の一部改正による道路占用料の見直し等に併せ、開発道路における道路占用料の額の見直しその他の所要の改正を行います。

※ 開発道路とは、道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のために特に必要と認めて指定したものであり、国土交通大臣が占用料を徴収することとされています。

<政省令関連告示関係>

各市町村は、固定資産税評価額の地価の平均を基に5つの級地に区分されており、この区分ごとに占用料の額が定められています。

今般、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえて、各区分に該当する市町村の見直しを行います。

2. スケジュール

公布日：平成29年1月18日（水）

施行日：平成29年4月1日（土）

※ 「道路法施行令の一部を改正する政令」（1月13日発表）と同様。

3. パブリックコメントの結果

本件に係るパブリックコメントの結果、4件のご意見が寄せられました。


※パブリックコメントの結果については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「結果公示案件詳細」をご参照下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160608&Mode=2>

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[【省令】案文](#)（PDF形式）

[【省令】新旧対照表](#)（PDF形式）

[【省令】参照条文](#)（PDF形式）

[政令告示](#)（PDF形式）

[省令告示](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005231.html

3. 第193回国会（常会）提出予定法律案について

第193回国会（常会）に提出を予定している国土交通省関係の法律案は、以下のとおりです。

1. 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講ずるほか、二千六年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講ずる。

2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、地方公共団体による供給促進計画（仮称）の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設等の措置を講ずる。

3. 都市緑地法等の一部を改正する法律案

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度（仮称）の創設等の措置を講ずる。

4. 水防法等の一部を改正する法律案

最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講ずる。

5. 道路運送車両法の一部を改正する法律案

自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするとともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講ずる。

6. 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業（仮称）の登録制度の創設、インターネットを通じて資金を集める仕組みを取り扱う不動産特定共同事業者に係る規制の整備等の措置を講ずる。

7. 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業（仮称）の登録制度を創設する等の措置を講ずる。

8. 港湾法の一部を改正する法律案

国際航路に就航する旅客船の受入環境の整備を促進するため、国土交通大臣が指定した港湾における官民の連携による旅客の受入れの促進を図るための協定制

度を創設するとともに、非常災害が発生した場合における港湾の機能の維持を図るため、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を自ら行うことができることとする等の措置を講ずる。

9. 住宅宿泊事業法案（仮称）

近年の我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業（仮称）を営む者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進するため、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業（仮称）を営む者及び住宅宿泊仲介業（仮称）を営む者に係る登録制度の創設等の措置を講ずる。

添付資料

[第193回国会（常会）提出予定法律案（国土交通省関係）](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000075.html

4. 改正下水道法に基づく「浸水被害対策区域」の指定第一号 ～官民連携による浸水対策の推進に向けて～

頻発する局地的な大雨等に対して官民連携による迅速で効率的な浸水対策を推進するため、横浜市において、改正下水道法に基づく「浸水被害対策区域」(※)を、1月25日に全国で初めて指定しました。

※浸水被害対策区域に指定されると、民間事業者の整備する雨水貯留施設に対して、国土交通省の補助制度や税制優遇措置を活用することなどが可能となります。

頻発する局地的な大雨等に対して、都市再開発等のまちづくりに併せて、迅速で効率的な浸水対策を推進するために、国土交通省では公共下水道管理者と民間の事業者との連携による浸水対策を可能とする制度を、平成27年7月に施行された改正下水道法により創設したところです。

本制度の創設により、都市機能が集積し、公共下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な地域において、官民連携による浸水対策を推進していく必要がある区域を、公共下水道管理者が「浸水被害対策区域」として指定することができるようになりました（別紙参照）。

このたび、横浜市において、下記の通り、改正下水道法に基づく全国初の「浸水被害対策区域」を指定しましたのでお知らせします。


記

日 付：平成29年1月25日（水）

区 域 名：横浜駅周辺地区

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式 : 267KB) 

[別紙](#) (PDF 形式 : 78KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000321.html

◆◆地域の動き◆◆

世界につながる北千葉道路

千葉県県土整備部 道路整備課

○概要

一般国道464号北千葉道路は、常磐自動車道及び東関東自動車道（水戸線）のほぼ中間に位置し、千葉県北西部の市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路です。北千葉道路の整備により、首都圏北部や県西地域と成田空港間とのアクセス強化が図られるとともに、沿線地域相互の交流・連携の促進、物流の効率化、救急医療・防災機能の強化が期待されています。

全体延長43kmのうち、鎌ヶ谷市～印西市間の19.7kmについては開通済み、印西市～成田市間の13.5kmについては現在国と県で事業中であり、市川市～鎌ヶ谷市間は事業化に向けた調査を実施しているところです。



○整備効果

★成田空港へのアクセス強化

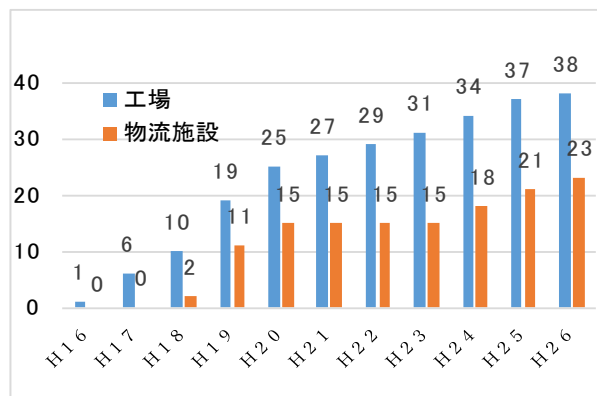
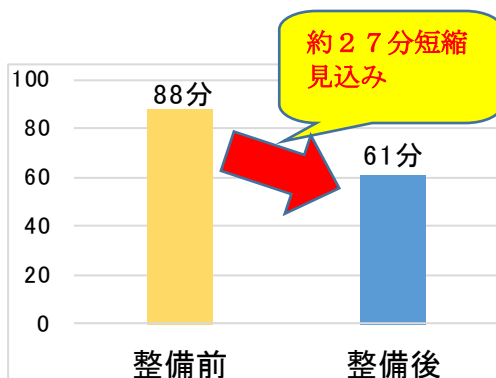
北千葉道路の事業中区間の整備により、柏市などの県西部から成田空港までの所要時間が約27分短縮されアクセス強化が図られます。また、現道の国道464号は緊急輸送道路に指定されていますが、一部で幅員狭小で屈曲した未改良区間があり、北千葉道路を整備することにより、これらの区間を通らなくてすむだけでなく、また、現道の交通が北千葉道路へ転換することで、渋滞の緩和も期待されています。

また、千葉ニュータウン地域※については最寄りのICまでのアクセスに時間がかかり、高速道路ネットワークから孤立している状況ですが、北千葉道路の整備の進展により企業進出数が増加しています。今後、北千葉道路が全線整備されることにより、これらの企業の生産性及び地域のもつポテンシャルの向上が期待されています。



整備前後の所要時間(柏市役所～成田空港)

千葉ニュータウン周辺地域への企業進出件数(累計)



算出条件
 整備前: H22道路交通センサス
 (混雑度平均旅行速度)
 整備後: 北千葉道路は規制速度
 (V=60km/hを想定)

※千葉ニュータウンは、東京都心や成田空港との近接性を活かしながら、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」など、各種機能の複合した総合的な都市づくりを進めるとともに、首都圏における住宅・宅地需要に適應した、良好で計画的な宅地の供給を図ることを目的とした地域です。
 計画面積1,930ha、計画人口143,300人

○供用開始区間について

印西市～成田市間の13.5kmのうち、I期区間については、平成17年度から国と県により整備を進めてきましたが、県が施行する印西市若萩から成田市北須賀間の4.2kmについて、平成29年2月19日（日）に暫定2車線で開通することとなりました。

今回開通する区間については、成田高速鉄道（成田スカイアクセス）を挟んで南北に北千葉道路を整備する断面となっており、印旛沼に近く軟弱地盤のため、特に鉄道施設へ配慮した工事を行う必要がありました。

鉄道事業者との協議により、鉄道施設が3ミリ以上の変位を観測した場合には工事を中止する条件のもと、施工中は、鉄道施設が変位していないか常に動態観測を行いながら、橋梁の基礎杭や盛土工事などを施工しました。鉄道の運行時に動いているクレーンの先端が運転手の視界に入ってしまうと運転に支障が出てしまうため、列車見張り員を配置し、列車が工事場所を通過する時にはクレーン作業を一時中止するなど、鉄道の安全運行にも配慮し施工しました。

施工中



施工完了



○今後について

成田空港は世界各地とバランスのとれた航空ネットワークを持つ東アジア有数の国際線基幹空港ですが、北千葉道路が整備されることにより、首都圏とのアクセス性が向上することから、人・物の流れが大きく変わり、本県はもとより、首都圏及び我が国の経済発展に寄与するものと期待されています。

東側の事業中区間については、早期完成を目指し整備を推進していくとともに、市川市～国道16号までの西側区間については、事業主体や有料道路事業を視野に入れた整備方針を、関係機関とともに議論を進めているところであり、今後とも国、沿線市と連携し、地域との合意形成を図り、早期に事業化がされるよう取り組んでまいります。

